



議案第六十八号

農村地域農業構造改善事業東小鹿地区ほ場整備工事請負契約の

締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十六年七月十七日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾六年七月拾七日 原案可決

三朝町議会議長牧田積

一 工 事 名 農村地域農業構造改善事業

東小鹿地区ほ場整備（第二工区）工事

二 工 事 場 所 東伯郡三朝町大字東小鹿地内

三 契約の相手方 東伯郡赤碓町大字赤碓七二七番地

株式会社井木組 代表取締役 井木久博

四 契約金額 金 五 五 三 〇 〇 〇 〇 〇 円

五 工事完成期限 昭和五十七年三月二十日

六 契約締結の方法 指名競争入札